

市民のみなさまへ

市長の松井でございます。市民のみなさまにおかれましては、様々な行動の自粛要請により大きなご負担をおかけしてまいりました。みなさまのご理解とご協力によりまして、桜井市では4月29日に2人目の感染者が報告されて以来、新規感染者の報告はございません。みなさまのご協力に心から感謝申し上げます。

さて、政府は5月14日（木）、奈良県を含む39県について、緊急事態宣言を解除しました。また、奈良県は、4月23日（木）から実施されている休業要請や自粛要請の一部緩和を、本日、5月15日（金）に発表いたしました（詳細は奈良県ホームページをご覧ください）。

こうしたことを受けまして、桜井市でも、これまで実施してまいりました公共施設の臨時休業や行事の中止・延期等の感染防止対策を一部緩和することといたしました。

内容は「桜井市新型コロナウイルス感染症対策について 第14報」をご覧ください

感染の拡大は、ここしばらくは治まっている様に思われますが、今が踏ん張りどころ、気を緩めてはならないと思います。それだけに、奈良県が新たな対処方針で示しております自粛を継続すべき行動と、感染に注意しながら活動してもよいとされる行動を踏まえ、活動の段階的な再開をお願いしたいと考えております。

奈良県が示す「行動自粛」と「してもよい行動」

【行動自粛】

- 大都市との往来自粛
- うつらない・うつさない対策の引き続きの徹底
- 生活様式の見直し

【してもよい行動】

- 働き方のスタイルを見直して出勤
- 感染防止に配慮して買い物
- 十分な感染予防対策をとって行う娯楽・スポーツ
- 感染防止に配慮して外食

また、市民のみなさまへの支援策につきましては、これまでお知らせしてまいりました対策をしっかりと確実に実施してまいります。その中で、市民のみなさまのご理解をいただきながら準備を進めてまいりました「特別定額給付金」につきましては、本日、5月15日付で申請書発送を行うことができました。

みなさまのお手元に届きましたら、必要な手続きをお願いいたします。

（お手続きの詳細は専用窓口までお問合せ下さい。お問合せは平日 8:30～17:15、TEL0744-42-0164 の専用電話番号で受け付けております。）

令和2年5月15日
桜井市長 松井正剛